

岩手県人事委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月25日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会事務局規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行政文書の種類)</p> <p>第5条 行政文書の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 令達文書</p> <p>ア 人事委員会規則 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第8条第4項</u>の規定によるもの</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(行政文書の記号、番号等)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記号、番号等を記載しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 一般文書 人委、課名の頭字（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求、勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分についての<u>不服申立て</u>に係るもの）にあつては、それぞれ「(災)」、「(措)」又は「<u>(不)</u>」及び番号。ただし、軽易な事案に属する行政文書には、番号を記載しないで、号外として処理することができる。</p>	<p>(行政文書の種類)</p> <p>第5条 行政文書の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 令達文書</p> <p>ア 人事委員会規則 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第8条第5項</u>の規定によるもの</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(行政文書の記号、番号等)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記号、番号等を記載しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 一般文書 人委、課名の頭字（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求、勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分についての<u>審査請求</u>に係るもの）にあつては、それぞれ「(災)」、「(措)」又は「<u>(審)</u>」及び番号。ただし、軽易な事案に属する行政文書には、番号を記載しないで、号外として処理することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- この訓令の施行前にされた不利益処分についての不服申立てに係る行政文書の記号については、この訓令による改正後の岩手県人事委員会事務局規程第6条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。